別表六の二（二十四）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(十八)付表の表中「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３（旧震災特例法第25条の２）」を「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３」に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号㋂中「及び」を「又は同項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があつた日（当該特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があつたことにより新たに認定特定復興再生拠点区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条の２の３第１項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）に規定する認定特定復興再生拠点区域をいう。）に該当することとなる区域にあつては、当該変更の認定があつた日）のいずれか早い日及び」に改め、同第11号中「の益金又は損金算入」を削り、「当該」を「その」に改め、同表を別表六の二(十一)付表とする。

別表六の二(十八)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十八)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(二十二)付表「10」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の㉖」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「７の㉘」）」に、

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十)付表「２の㉖」）	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十四)付表「２の㉓」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十)付表「２の㉗」）	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十四)付表「２の㉔」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十)付表「２の㉘」）	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十四)付表「２の㉕」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十)付表「２の㉙」）	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十四)付表「２の㉖」）

を同表の記載要領第１号中「改正前の東日本大震災の被災